

平成 3 0 年 5 月 2 9 日

会 員 各 位

東京土地家屋調査士会
業 務 部

**大都市型登記所備付地図（不動産登記法第 1 4 条第 1 項地図）
作成作業の入札公告について（お知らせ）**

このたび、東京法務局のホームページ（「入札・公募情報」欄）に、下記業務に関する入札公告が掲載されましたので、参考までにお知らせ致します。

記

江東区豊洲四丁目の一部及び五丁目の一部地区における

大都市型登記所備付地図（不動産登記法第 1 4 条第 1 項地図） 作成作業一式

<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/content/001259686.pdf>

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年5月29日

支出負担行為担当官
東京法務局長 秋 山 仁 美

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 大都市型登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項地図）
作成作業一式
- (2) 仕 様 等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 地 図 作 成 の 地区名 江東区豊洲四丁目の一部及び五丁目の一部
対 象 の 場 所 面積（予定） 0.37平方キロメートル
筆数（予定） 265筆
（東京法務局墨田出張所管内）
- (4) 履 行 期 限 平成31年2月8日（金）及び平成32年1月31日（金）
（詳細は、仕様書のとおり）
- (5) 納 入 場 所 東京法務局民事行政部不動産登記部門
- (6) 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、A、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 不動産登記に係る法令その他関連の知識及び実務を熟知していること。
- (4) 公共嘱託登記土地家屋調査士協会、土地家屋調査士法人又は土地家屋調査士のいずれかであること。
- (5) 土地家屋調査士にあつては、連帯して請け負い、その代表者が応札すること。
- (6) 本作業に携わる土地家屋調査士を8名以上確保することができること。
- (7) 本作業の実施に当たり、測量法（昭和24年法律第188号）第48条第1項の規定による測量士登録のある土地家屋調査士を1人以上確保することができること。
- (8) 本作業に携わる予定の作業者の名簿を作成し、責任者及び担当者を明示した配置表を作成すること。
- (9) 契約の相手方として不適当でなく、契約の相手方として不適当な行為をしない者。
なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。
ア 契約の相手方として不適当な者

(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用することができる。

4 契約条項を示す場所及び問合せ先並びに入札説明書等の配布場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎6階

東京法務局総務部会計課用度係 担当：長田

（TEL 03-5213-1259 ダイヤリン ・ FAX 03-5213-1377）

(2) 入札説明書等の配布

後記5の入札説明会において配布する。

なお、入札説明会開催後は、平成30年6月27日（水）午後5時00分まで前記(1)の場所において配布する。

5 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成30年6月13日（水）午前10時00分から

(2) 場所 九段第2合同庁舎12階東京法務局専用会議室

6 質問書の提出期限及び提出場所等

(1) 提出期限 平成30年6月18日（月）午後5時00分まで

(2) 提出場所 前記4の(1)の場所

(3) 提出方法 書面（入札説明会にて配布する書式）にて持参、郵送、メール及びFAXのいずれかにより行うものとする。

なお、提出に際しては、事前に電話連絡を行うこと。

(4) 質問に対する回答は、平成30年6月25日（月）午後5時00分までに別途連絡する。

7 履行証明書等の提出期限及び提出場所等

- (1) 入札説明書記載の「履行証明書」及び「定価ベースによる総額を記載した価格証明書」を後記(4)の提出期限までに同(5)の場所に提出すること。
- (2) 「資格審査結果通知書(全省庁統一規格)」を後記(4)の提出期限までに後記(5)の場所に提出すること。
- (3) 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でない者であることを証する「誓約書(役員等名簿添付)」を後記(4)の提出期限までに後記(5)の場所に提出すること。
- (4) 提出期限 平成30年6月27日(水)午後5時00分まで
- (5) 提出場所 前記4の(1)の場所
- (6) 「履行証明書」について当局が審査を行い、合格した者が入札参加資格を有する者とし、結果については、平成30年7月2日(月)午後5時00分までに別途連絡する。

8 入札書の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限 平成30年7月5日(木)午後5時00分まで
- (2) 提出場所 前記4の(1)の場所又は電子調達システム

9 開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年7月6日(金)午前10時00分から
- (2) 場所 九段第2合同庁舎東京法務局12階専用会議室又は電子調達システム

10 入札保証金及び契約保証金
免除

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語等
契約手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法(平成4年法律第51号)による。
- (2) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札者に要求される事項
入札説明書による。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (6) 手続における交渉の有無
無

(7) 詳細は，入札説明会にて配布する入札説明書による。

以 上